

津市海浜公園内陸上競技場管理事務所ほか機械警備業務委託 仕様書

1 総 則

本仕様書は、津市海浜公園内陸上競技場管理事務所ほか機械警備に適用する。

(1) 業務名

津市海浜公園内陸上競技場管理事務所ほか機械警備業務委託

(2) 実施場所

津市海浜公園内陸上競技場管理事務所（津市末広町地内）

津市古道公園内テニスコート管理事務所（津市南中央地内）

2 提出書類

(1) 着手前時

委託業務着手届 1 部

工程表 1 部

業務担当責任者選任届（作業者名簿及び連絡者を明記、資格者一覧表） 1 部

その他必要な書類 1 式

(2) 完成時

委託業務完了報告書 1 部

その他必要な書類 1 式

3 点検業務内容、方法及び実施時期等

(1) 警備対象物件 津市海浜公園内陸上競技場管理事務所

津市古道公園内テニスコート管理事務所

(2) 警備要領

ア 機械警備とする。

イ 警備業務内容

火災・盗難及び不良行為に対する保全業務

ウ 警備時間

津市海浜公園内陸上競技場管理事務所及び津市古道公園内テニスコート管理事務所の閉館
時間中

エ 警備機構等

受注者は別添図面の配線を基本に、警備対象物の出入口・窓及びその他必要な箇所に警報
装置等を設けて完全な警備を行うこととし、警報装置等の設置場所を示した図面を提出す
るものとする。

また、警報装置等を設けるにあたって、受注者において別の配線が考えられる場合には、
別添図面の配線に従わなくても良いが、この場合は前記の提出図面に配線も併記すること。

警報装置は、警備対象物で発生した異常事態を受注者の管制本部へ自動的に通報する機能
を有するものとし、受注者は警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するものとする。

4 警備装置の設置等

(1) 委託業務を実施するに当たって必要となる警備機器及びこれに附帯する一切の設備（以下「警
備装置」という。）については、受注者の負担と責任において設置及び撤去するものとする。

(2) 発注者は、増築及び改築により既設の警備装置を移動又は変更する必要がある場合は、あら
かじめ受注者に通知するものとする。この場合において、当該移動又は変更に要する工事費に
ついては、発注者が負担するものとする。

(3) 受注者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る同項の規定による移動又は変更に係る工事を行うものとする。

(4) 委託業務を実施するにあたって、当初必要であると認められていた警備装置以外に、発注者、受注者協議により新たに警備装置を付加する必要があると認められる場合におけるその付加に要する工事費については、第1項の規定にかかわらず、発注者が負担するものとする。

5 現有施設の使用

(1) 現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただし、その範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認めるもの監督員の指示に従うものとする。

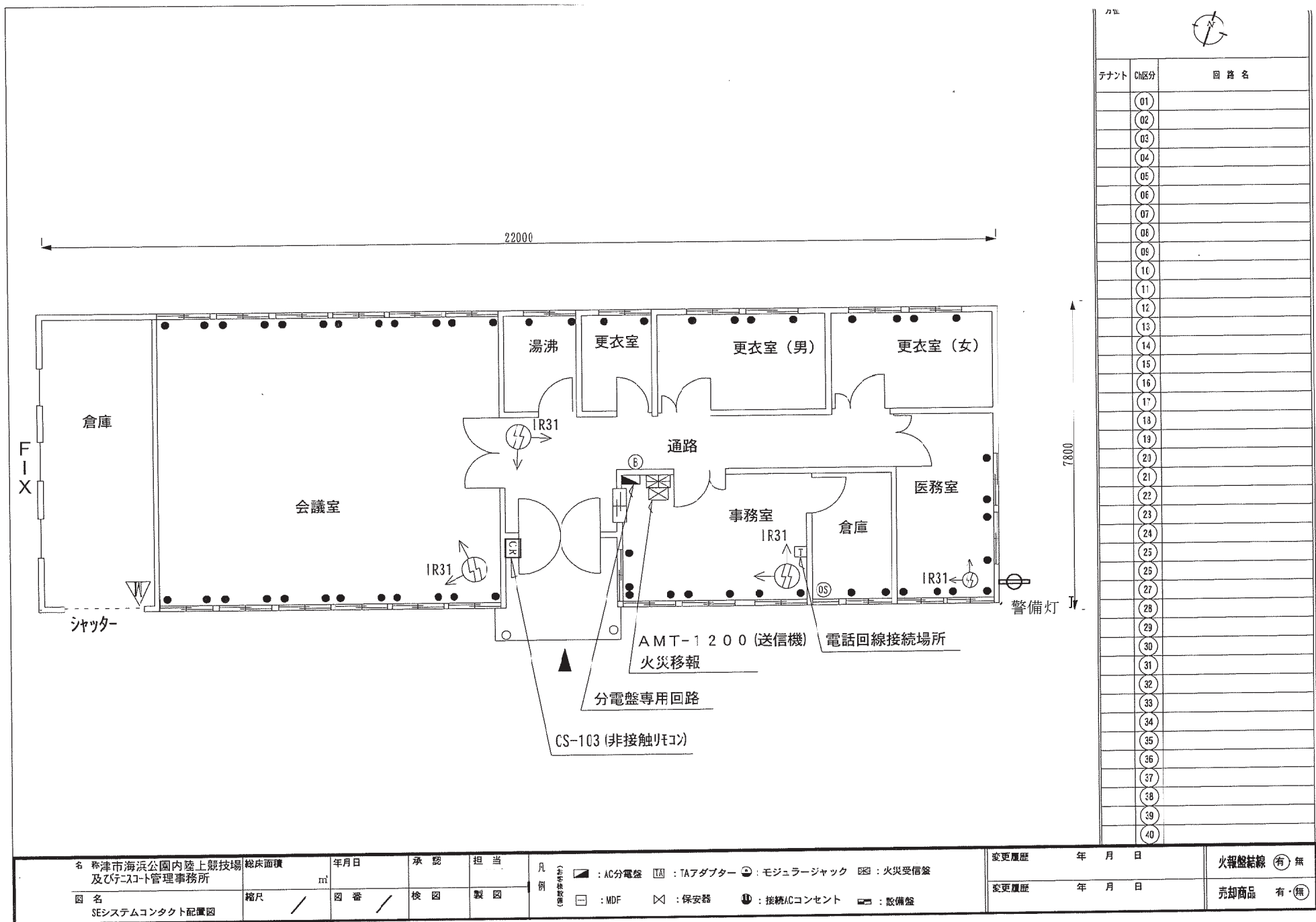
(2) 施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、すみやかに原状に復旧させると共に、その費用は受注者が負担するものとする。

6 特記事項

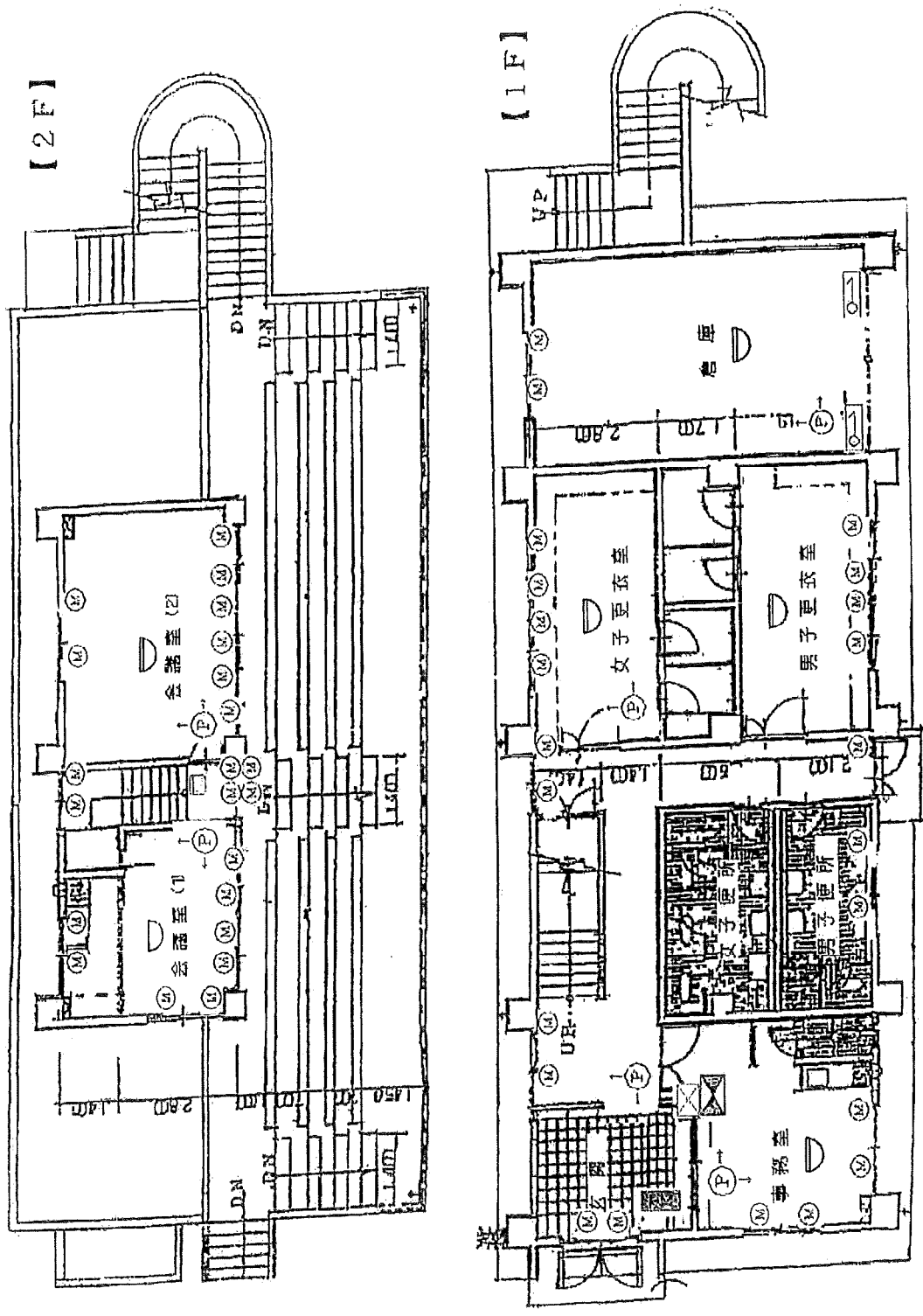
(1) 点検等に当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理するものとする。このほか疑義等が発生した場合については協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

津市海浜公園内陸上競技場管理事務所 警報装置仕様一覧

[illegible]



津市古道公園内テニスコート管理事務所 機械警備配置図



記号	種別	数量
Ⓜ	マグネットスイッチ	45
Ⓟ	熱感知器	7
Ⓢ	シャッタースイッチ	2
Ⓣ	送信機	1
Ⓥ	操作ボックス	1
Ⓦ	差動式熱感知器	6
Ⓧ	定温式熱感知器	1
Ⓨ	イオン式煙感知器	1
Ⓩ	火災移報装置	1
ⓐ	火災警報受信機 (既設)	2

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 目 的

本仕様書は、津球場公園内野球場他2施設の自家用電気工作物保安管理業務に関する委託契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

受注者は、本仕様書に基づき設備及び運営に支障のないように保安管理業務を実施する。

2 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は別に掲げる事業所で次に掲げる電気工作物とします。

- | | | | |
|-----|-----------------------|----------------------|-------------|
| (1) | 事業所の名称 | 別紙1（保安管理業務委託一覧表）のとおり | |
| (2) | 事業所の所在地 | 同上 | |
| (3) | 電気設備の概要等 | 同上 | |
| | 需要設備容量 | 受電電圧（V） | 受電設備容量（KVA） |
| | 非常用予備発電装置 | 発電電圧（V） | 発電容量（KVA） |
| | 発電所 | 発電電圧（V） | 発電容量（KVA） |
| (4) | 添付図書 | 別紙添付図のとおり | |
| | 付近案内図、使用区域平面図、高圧単線結線図 | | |

3 業務の品質等

- (1) 提供する業務の品質保証

受注者が「電気保安法人」の場合は保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障を生じないために法人の社内規定等に明確かつ具体的に規定されており、かつ実施結果が確実に反映されるとともに、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。

- (2) 業務への専念

受注者は、電気保安管理業に専念し、他に業種を有しないこと。

- (3) 非常災害時の措置

受注者は、非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保できる体制を整備し発注者に非常動員体制表を提出すること。

4 業務の内容等

- (1) 保安業務の細目及び基準

保安管理業務の内容は別紙2（保安管理業務の細目及び基準）によるものとする。

- (2) 保安管理業務の内容

ア 電気工作物の設計の審査は、発注者の通知を受けてその都度行い、経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導又は助言を行うものとする。

イ 電気工作物の工事中（修繕中を含む）の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が1週間以上にわたる場合は、発注者の通知を受けて毎週1回以上立会い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導及び助言を行うものとする。

ウ 電気事故・故障等で電気工作物に異常が発生し、又は発生の恐れがある場合において、発注者若しくは電気需給業者等から通知を受けたときに、受注者が行う応急措置は電話により、出向して原因の追求を行い、再発防止についてとるべき措置及び助言をし、必要に応じて精密な点検を行うとともに、電気関係報告規則に定める電気事故報告及び手続き等の指導助言を行うものとする。

受注者は、停電等の重大な電気事故、故障などの場合、発注者から連絡要請を受けたときは、原則として平日・祝日・昼夜を問わず24時間体制で対応、各事業所へ全時間帯において2時間以内に到着応急措置等をする。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故・故障の発生箇所、異常の状況等を受注者に連絡調整するものとする。

エ 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生の恐れがある場合を発見したときは、必要に応じ、精密点検及び検査を行うものとする。

また、非常災害（台風・襲雷・地震等）への体制を提出して、災害時の復旧に協力すること。

オ 電気事業法による立ち入り検査には、その都度発注者の通知に基づいて受注者が検査員を派遣して立ち会うものとする。

（３）絶縁監視装置の設置

発注者の指示がある場合受注者は低圧電路の絶縁（漏電）を監視する為に絶縁監視装置を受注者の負担で設置し、これを維持管理すること。設置場所については発注者と受注者で協議して決めるものとする。

（４）保安管理業務を行う保安管理業務短当者（業務担当責任者を含む。）の明確化

受注者は事業所ごとの保安管理業務担当者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号等を明示するとともに、身分を示す証明書により本人であることを発注者に対して書面で明らかにすること。

（５）点検結果の報告と記録の保存

受注者は、点検終了後発注者に点検実施者から報告するとともに、２部作成のうえ、記録し、発注者及び受注者は保存をしなければならない。

保存方法については、国際規格 ISO 9001 の要求事項「4. 2. 4 記録管理」に準じ、容易に識別及び検索可能な状態で保存するものとする。

5 義務及び責任

発注者及び受注者は、次の（１）から（６）までに掲げる電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する相互の義務及び責任を明確にする。

（１）発注者及び受注者は外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を次のアからオまでに掲げる基本原則に従って行うこと。

ア 受注者の保安業務担当者等は、保安規程に基づき保安管理業務を自ら実施すること。ただし、次の（ア）から（エ）までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

（ア）設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

（イ）設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

（ウ）事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

（エ）発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

イ 発注者が発注者の事業場の保安管理業務を行う者が保安業務担当者等本人であることを確認するため、受注者の保安業務担当者等は、その身分を示す証明書を提示すること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ウ 受注者は、発注者に保安管理業務の結果について保安業務担当者等から報告するとともに、保安管理業務を実施した保安業務従事者等の氏名を含む結果の記録を提出し、発注者の確認を受けること。また、結果の記録は発注者受注者双方において原則５年間保存すること。

エ 受注者の保安業務従事者等は、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、工事中点検（設置改造等の工事期間中の点検）、月次点検（点検頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うもの）、年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検）を行う。

オ 受注者の保安業務従事者等が工事中点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準へ

の不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を発注者へ指示又は助言する。

(2) 受注者は、月次点検を次のアからウまでに掲げる要件に従って行うこと。

ア 外観点検を(ア)に掲げる項目について、(イ)に掲げる設備等を対象として行う。

(ア) 点検項目

- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (b) 電線と他物との離隔距離の適否
- (c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (d) 接地線等の保安装置の取付け状態

(イ) 対象設備等

- (a) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- (b) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- (c) 受・配電盤
- (d) 接地工事（接地線、保護管等）
- (e) 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
- (f) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
- (g) 蓄電池設備
- (h) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

イ 次の(ア)及び(イ)に掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

(ア) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(イ) 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

ウ 上記(2)ア及びイの点検のほか、発注者及び発注者の職員に日常巡視等において異常等がなかったかの問診を行い、異常があった場合には保安業務従事者等としての観点から点検を行う。

(3) 受注者は、年次点検を月次点検に係る(2)の要件に加え、次のア及びイに掲げる要件に従って行うこと。

ア 1年に1回以上行う。ただし、信頼性が高く、かつ、下記(3)イの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。

イ 次の(ア)から(オ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

- (ア) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が対地及び他の電路と絶縁されていること。
- (イ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。
- (ウ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
- (エ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。
- (オ) 蓄電池設備のセル電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(4) 受注者は、工事期間中に上記(2)アに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

(5) 受注者は、低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい電流が発生している旨の警報を繰り返す）

返し受信した場合) に次のア及びイに掲げる処置を行うこと。

ア 保安業務従事者等が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

イ 保安業務従事者等が警報発生時の受信の記録を5年間保存する。

(6) 受注者は、事故・故障発生時に次のアからエまでに掲げる処置を行う。

ア 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を発注者又は発注者の職員から受けた場合は、保安業務従事者等が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

イ 保安業務従事者等が事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。

ウ 事故・故障の原因が判明した場合は、保安業務従事者等が同様の事故・故障を再発さないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。

エ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務従事者等が発注者に対し、事故報告するよう指示を行う。

6 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停送電操作を伴う作業、高圧活線近接作業、または高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

(3) 保護具、防護具の使用

受注者は高圧活線近接作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。またそのために必要な防具、保護具を常備しなければならない。(労働安全衛生規則第343条)

受注者は保護具、防護具を定期的に(6ヶ月に1回以上)耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。またその記録は発注者の求めがあったとき直ちに開示しなければならない。(労働安全衛生規則第351条)

(4) 事故防止、事故に対する応急措置

委託業務の実施に当たり事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急措置を講じ、その状況を速やかに報告しなければならない。

7 責任の範囲

受注者が、操作及び保守点検・整備等において、故意又は重大な過失により発生した火災、破損等により本市に損害を及ぼした場合は、その一切の費用は受注者が負担しなければならない。

8 測定器の管理

(1) 受注者が業務に使用する測定機器は業務の適合性を保証するため適正に管理された機器でなければならない。

(2) 受注者が業務に使用する次の測定機器は国家計量標準にトレース可能な方法で校正試験を実施すること。

① 交流電圧計 ② 交流電流計 ③ 絶縁抵抗計 ④ 接地抵抗計

(3) 前項の測定機器の校正試験は次表のとおりとする。

測定機器名	校正試験の周期	備 考
交流電圧計	1年	○継電器試験器、耐圧試験器に組み込まれた交流電圧計、電流計を含む。
交流電流計	1年	
絶縁抵抗計	1年	
接地抵抗計	1年	

(4) 受注者は校正試験の結果を必要に応じ「発注者」に提出するものとする。また校正試験で合格した測定器には校正試験済みシールを添付し実施日、有効期限を明示すること。新規に契約する場合におい

ては、測定器の校正試験結果を提出すること。

9 提出書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 着手前時 | |
| 委託業務着手届 | 1 部 |
| 作業業務担当責任者及び業務従事者届 | 1 部 |
| その他必要な書類 | 1 式 |
| (2) 業務中時 | |
| 点検結果報告書（種類の記入等を含む） | 1 部 |
| 委託業務完了報告書（毎月） | 1 部 |
| その他必要な書類 | 1 式 |

10 その他

(1) 経済産業局への申請、届出

受注者との契約が締結された場合は、現履行期間の終了前の10日以内に受注者の責任において所定の手続き書類を作成し、中部経済産業局長宛に必要な書類を速やかに提出しなければならない。（電気事業法第42条第2項、電気事業法施行規則第52条2項及び53条等）

- (2) 上記の申請の承認等を得られなかった場合、または取り消しになった場合、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。
- (3) 受注者が引き続き前年と同一の者である場合は、上記の申請、届出は必要のないものとする。
- (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業局等への提出書類及び図面他について、その作成及び手続きの指導並びにその他必要な手続きの一切（手続き代行及び助言等）を含むものとする。
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事については竣工検査及び必要な助言を行う。
- (6) 電気設備機器の保守及び運転、操作並びにその使用にあたっては、善良な管理者の注意をもってあたること。ただし、緊急を要する場合は応急処置を行うとともに発注者に報告するものとする。
- (7) 受注者は、業務遂行できるよう、必要に応じ、前の受注者と円滑に業務の引継を行うこと。ただし、引継に要する費用は、受注者が負担するものとする。
- (8) 仕様書にかかる運用について、疑義が発生した場合は、双方協議のうえ行うものとする。

保安管理業務委託場所一覧表

事業場名称	事業場所在地	契約 設備 電力 (KW)	受電 設備 容量 (KVA)	受電 電圧 (V)	非常用 予備発 電設備			絶監 装置 有無	備 考
					種類	容量 (KVA)	電圧 (V)		
北部運動広場	津市栗真中山町601-3	75	100	6,600	—	0	0	無	※1、絶縁監視装置取付不可
古道公園テニスコート	津市南中央3-1	72	95	6,600	—	0	0	無	
津球場公園内野球場	津市本町31-1	300	460	6,600	—	0	0	無	絶縁監視装置取付不可

※上記の絶縁監視装置取付は参考としてください。

なお、既設の設備については、業者間で調整をして円滑な運用を図り、受注者による設備に係る設置は、必要であれば受注者が実施、また、既設業者においては、前契約者による撤去とする。

1. 保安管理業務の内容

(1) 受注者が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別表1に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計の審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行う。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事が1週間以上にわたる場合は、発注者の通知を受け工事中の点検を毎週1回行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行う。

ただし、内燃力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については工事中の点検は行わないものとする。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行う。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとする。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行う。

カ. 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受注者の保安業務従事者を立ち会わせる。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

ウ. 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行うものとする。

ア. 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。

イ. オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ. 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ. 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。

オ．有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。

カ．点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。

キ．建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。

ク．業務上の都合等発注者の理由で、受注者が立ち入りできない場所に設置された機器等。

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか、発注者が確認を行うものとする。

2. 相互の連絡

(1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受注者に通知するものとする。

①遅滞なく連絡する事項

ア．電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ．電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

②その他連絡する事項

ア．経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

イ．電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

ウ．電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

エ．発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。

オ．平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。

カ．非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。

キ．電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。

ク．発注者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。

ケ．電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。

コ．電気事業者との需給契約を変更する場合。

サ．爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。

シ．その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

(2) 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

ア．受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法。

イ．発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。

ウ．その他必要な事項。

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

(1) 次号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受注者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。

(2) 電気工作物の信頼性の高い需要設備の条件（下記のア～オの全てに該当することが必要）

ア．構外にわたる高圧電線路がないものであること。

イ．柱上に設置した高圧変圧器がないものであること。

ウ．高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないものであること。

エ. 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているものであること。

オ. 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の計器用変成器がないものであること。

(3) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は発注者、受注者協議のうえ受注者が設置し所有するものとする。

(4) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとする。

(5) 絶縁監視装置等機器並びに設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担するものとする。

(6) 絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとする。

(7) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

4. 絶縁監視装置及び機器の撤去

(1) 受注者は、発注者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。また、既存の機器等については前請負業者が撤去するものとする。

(2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者、受注者協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。

(3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して前項第2号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者、受注者協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとする。

5. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

(1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者、受注者協議のうえ速やかに改修するものとする。

(2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。

(3) 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

(4) 受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

6. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者、受注者相互に協議するものとする。

点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
受 電 設 備 (含 配 電 設 備 ・ 二 次 変 電 室 設 備)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価試験			○※ 2	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※ 2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度試験			○※ 3	
		絶縁油酸価試験			○※ 3	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※ 3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1 回／年	○	○	
		液温測定	1 回／年	○	○	
		電圧測定	1 回／年	○	○	

電 気 工 作 物		点 検、測 定 及 び 試 験 項 目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	絶縁抵抗測定			○※ 1, 6	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	照明装置	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※ 5	○※ 5		
	接地装置	絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※ 7	
	配電線路の電線等					
	及び支持物					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び	外観点検	○	○	○	必要の都度
	附属装置	起動試験	○	○	○	
	内燃機関及び					
	附属装置					
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※ 1	○※ 1	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	遮断器・開閉器	受電設備と同じ				受電設備と同じ
	その他の電気機器類					

注 (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいう。

(2) 定期点検 B (I) は無停電で行う点検（無停電点検）で、定期点検 B (II) は停電をして行う点検（停電点検）をいう。なお、定期点検 B (I) を実施する場合は 3 年に 1 回は定期点検 B (II) を行うものとする。

設備の条件等により定期点検 B (I) を適用しない場合がある。

(3) ※ 1 を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。

(4) ※ 2 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過時に、10 年を超えたものは 5 年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、定期点検 B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

なお、柱上油入開閉器については発注者の依頼によって行うものとする。

(5) ※ 3 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過毎に、20 年を超えたものは 3 年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、定期点検 B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

(6) ※ 4 を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

(7) ※ 5 を付した測定は毎月点検の場合は、隔月 1 回高圧受変電設備の変圧器の B 種接地線で行うものとする。

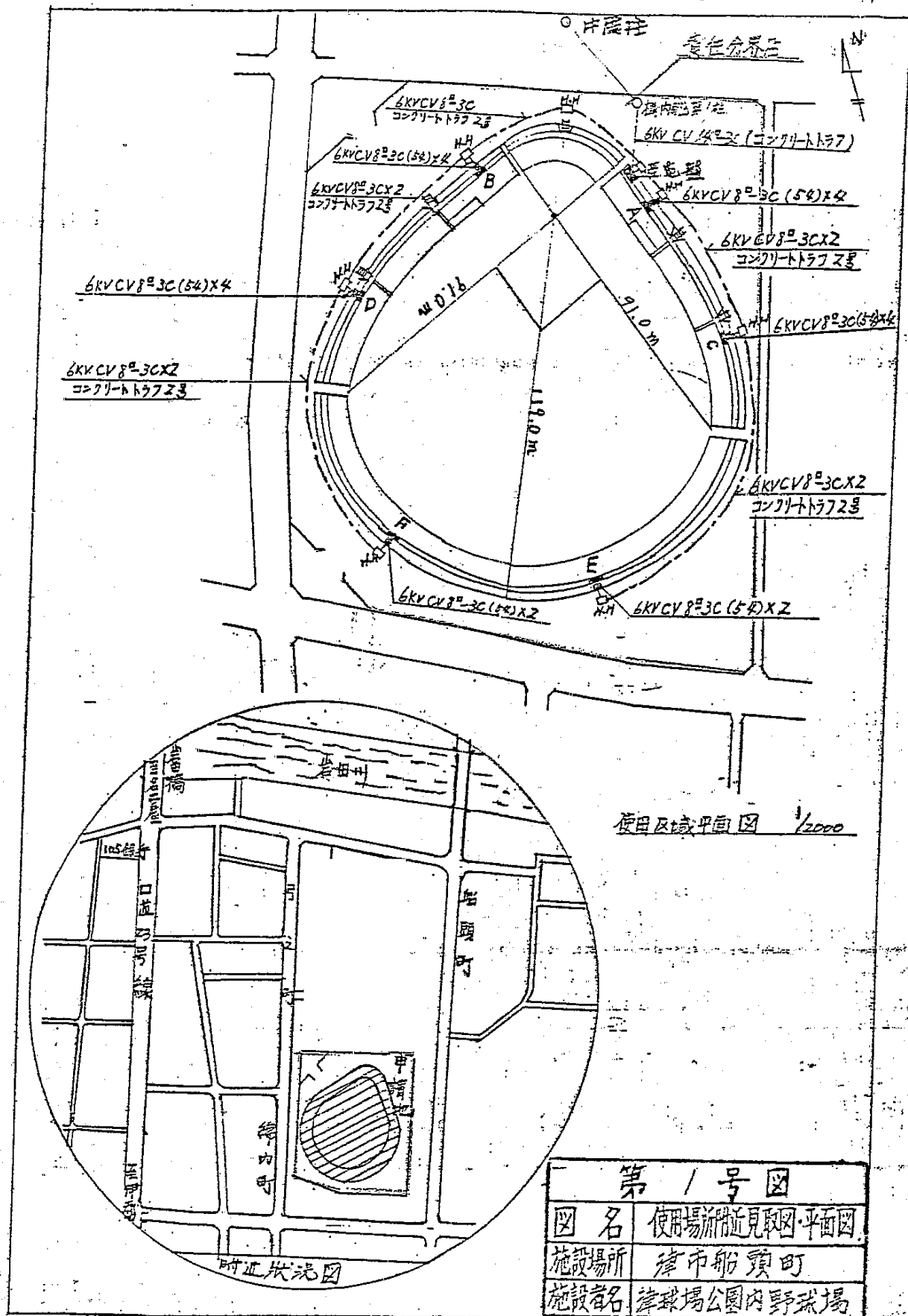
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

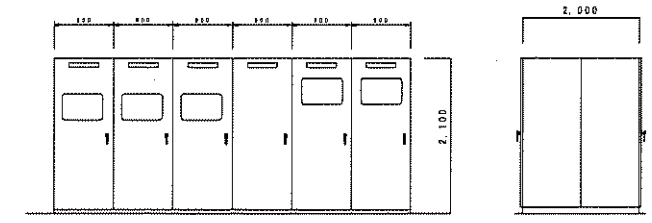
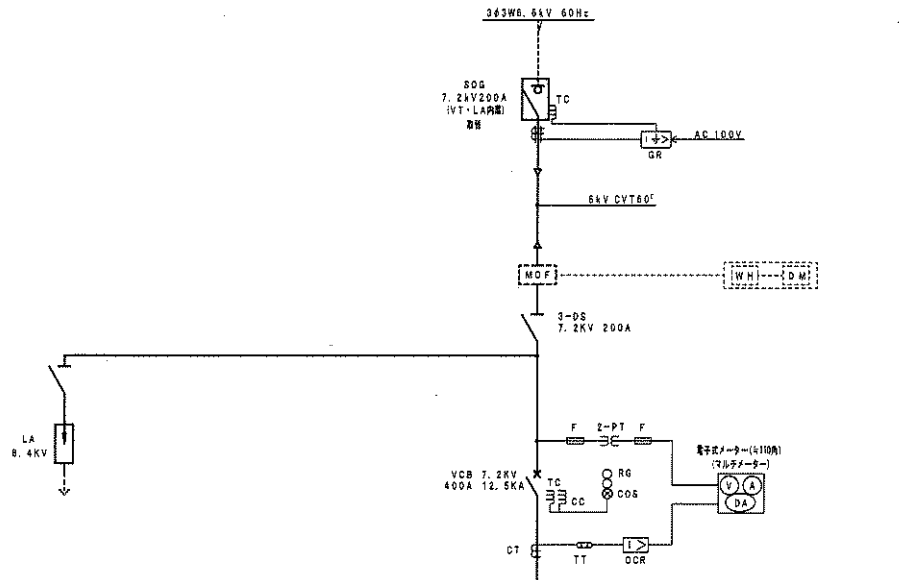
(8) ※ 6 を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により協議して代えることがある。

(9) ※ 7 を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。

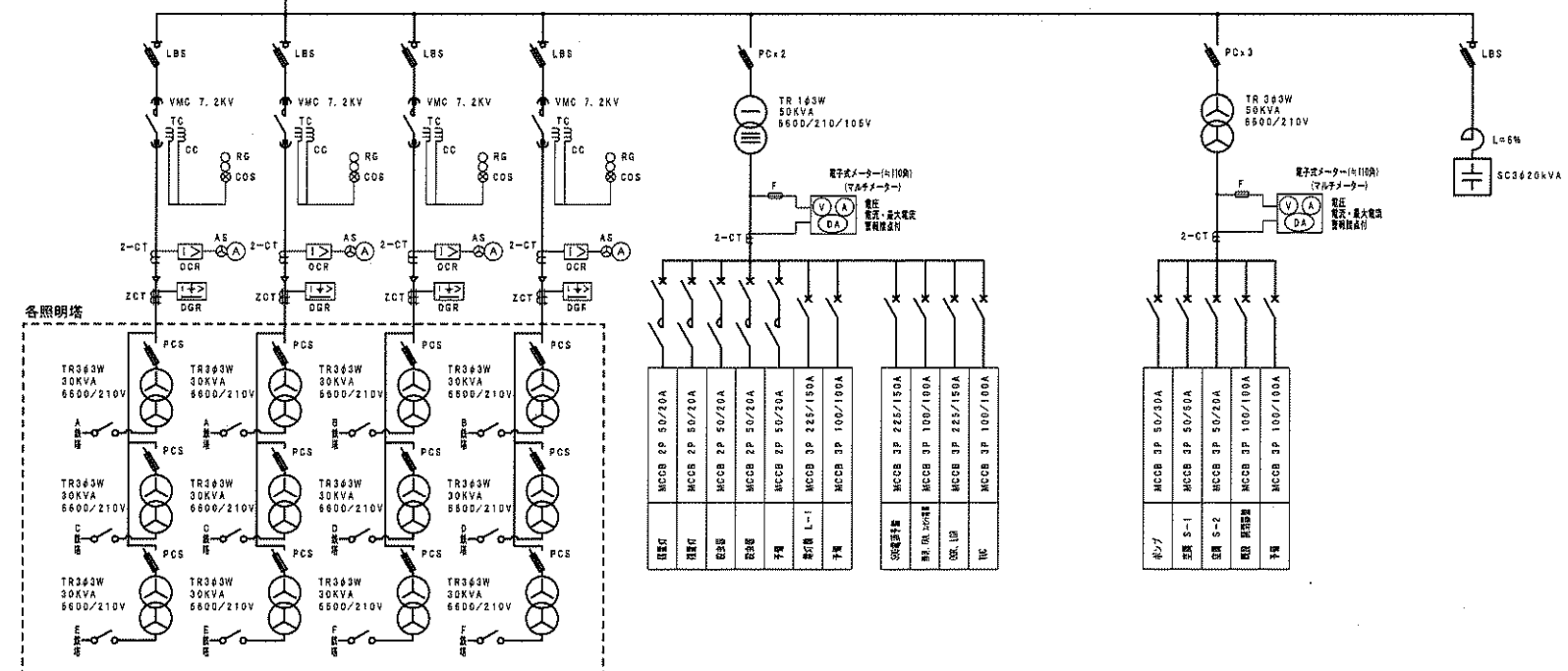
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検 A、B 実施時、誤差試験を年 1 回行うものとする。

(10) 上記の点検基準は、概要を示すものであり電気事業法等による法的制約を受けないものについては、発注者、受注者必要に応じて書面を作成し、協議上決定施行するものとする。

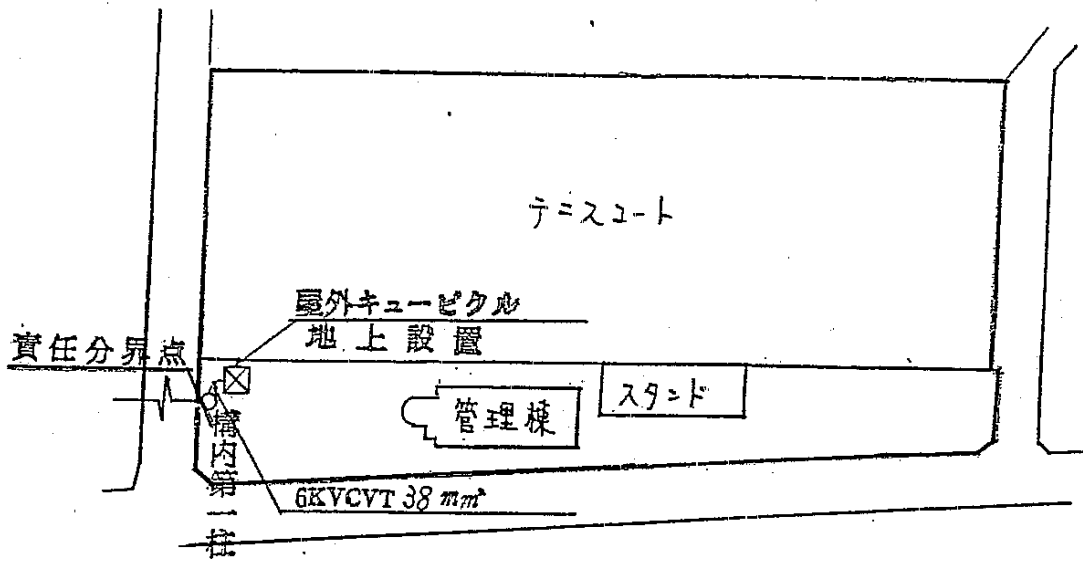




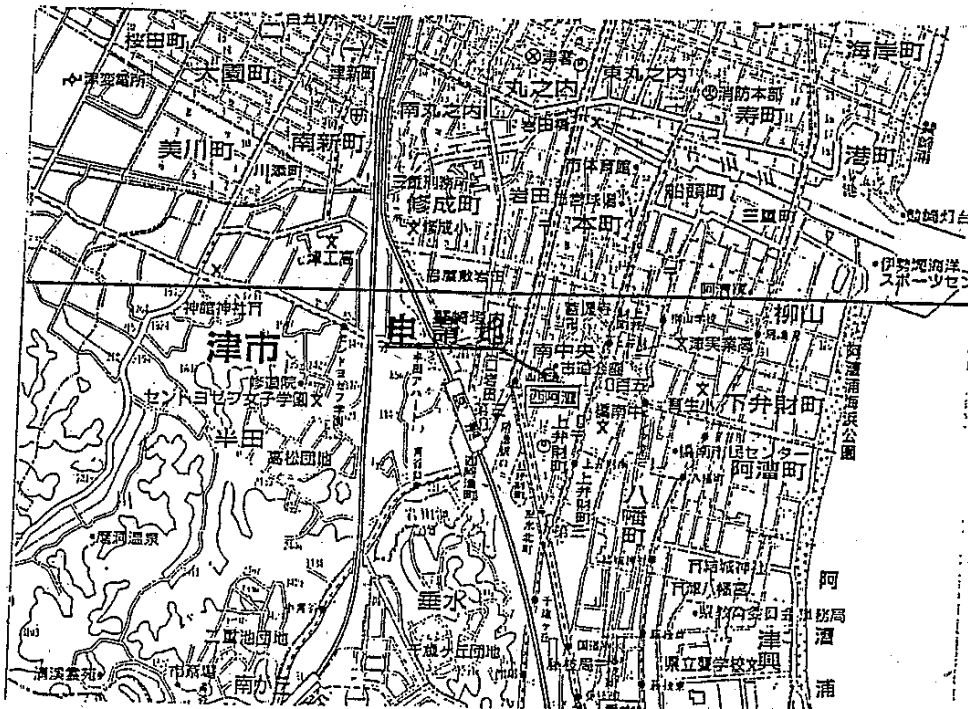
参考図



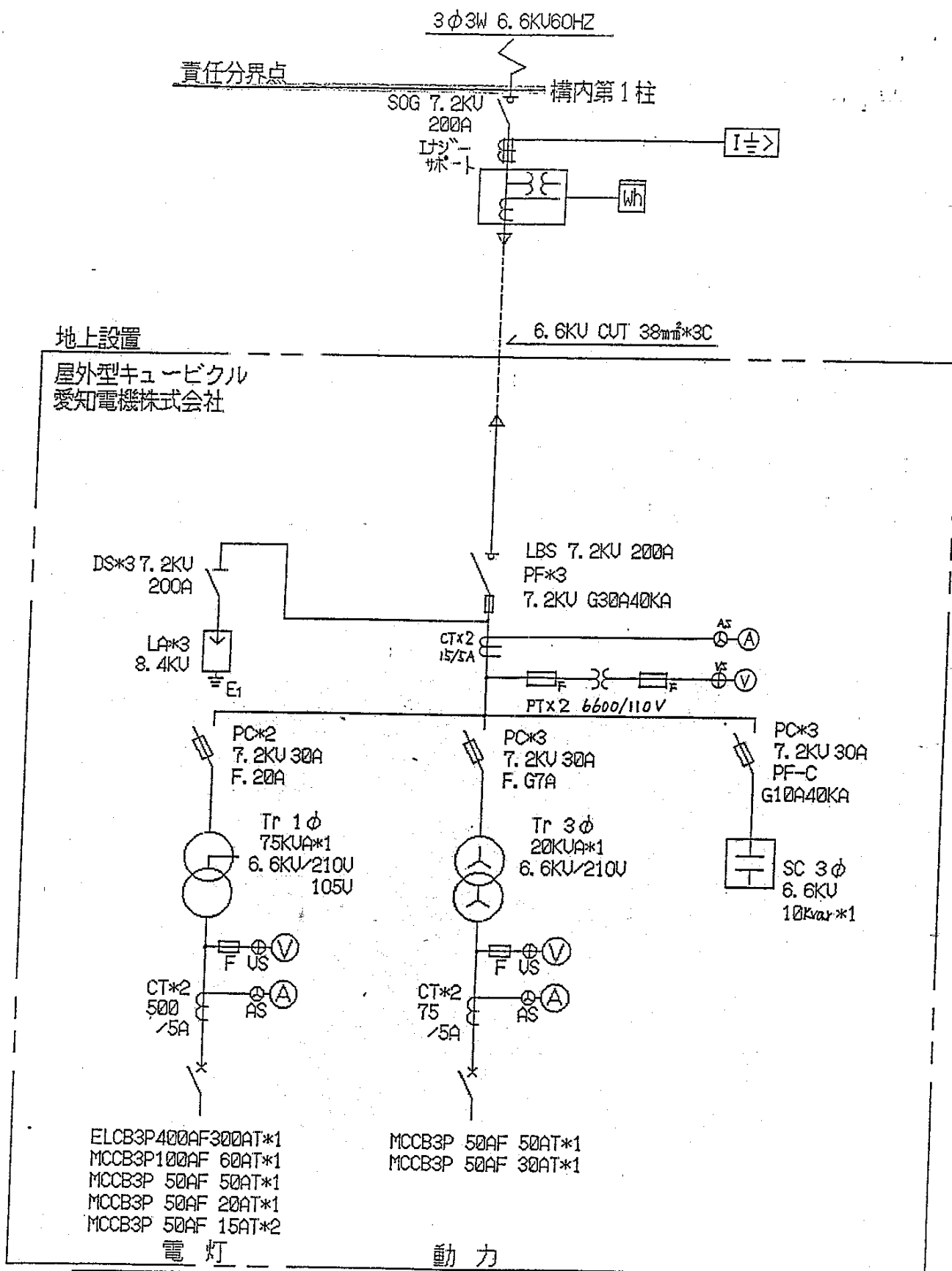
使用区域平面図



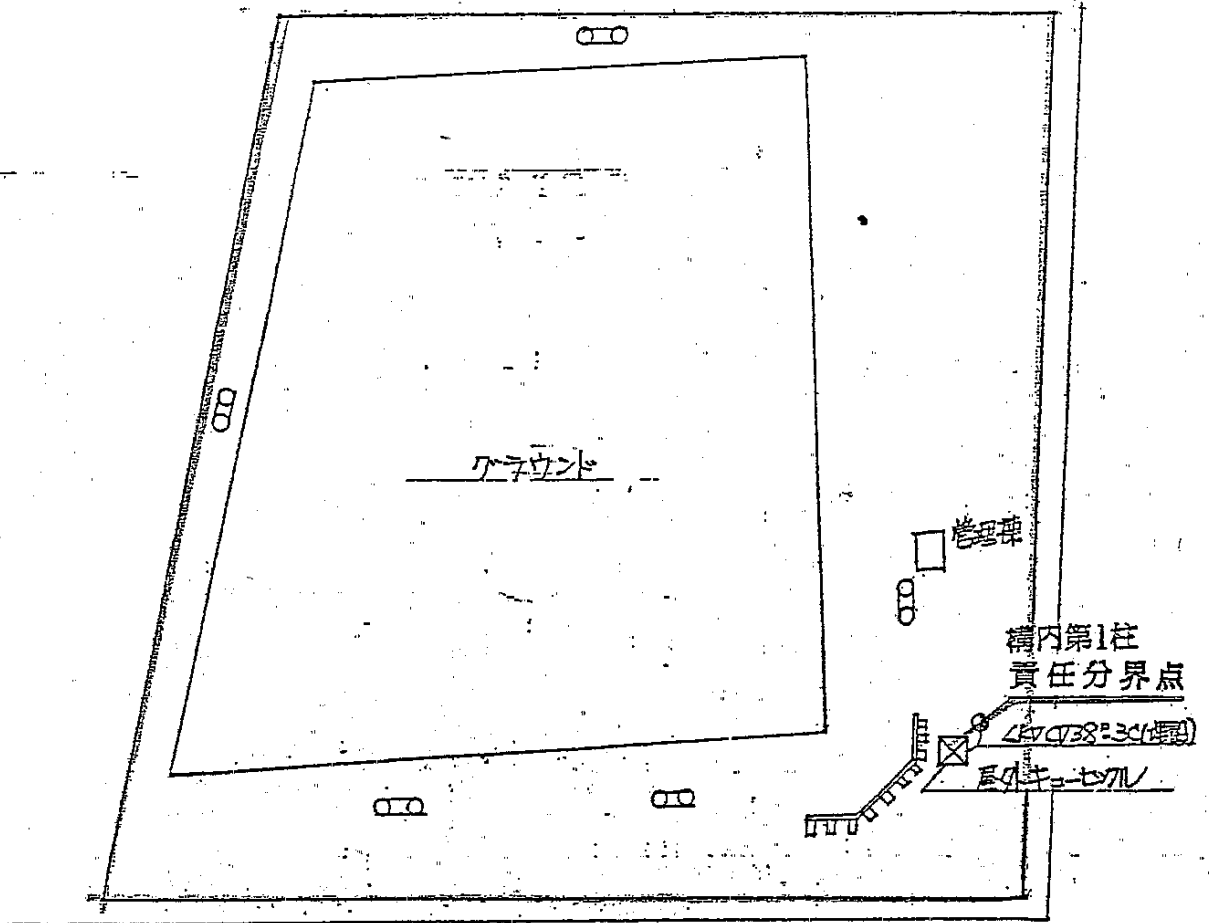
附近状況図



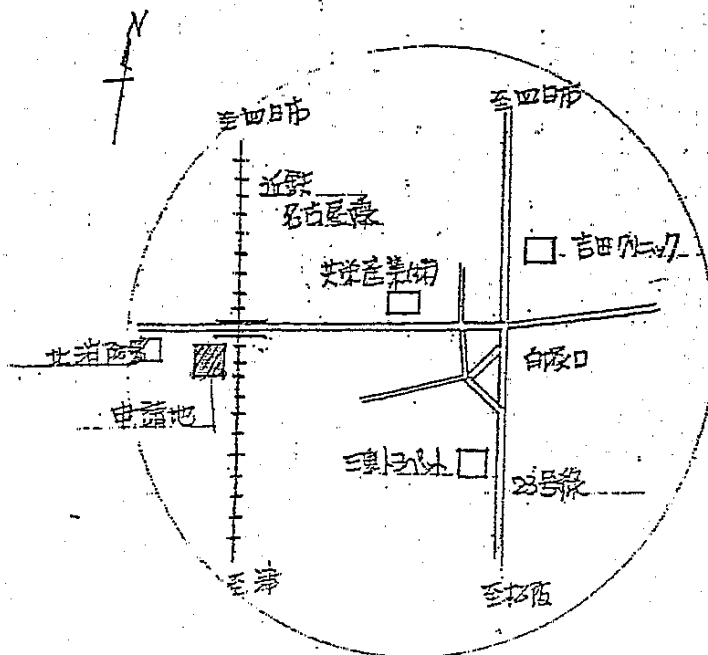
図名	付近状況図・使用区域図
設置場所	津市南中央 3-1
事業場名称	古道公園テニスコート
契約番号	コード番号



単 線 結 線 図	事業場所在地	津市南中央3-1
契約番号	事業場名称	古道公園テニスコート



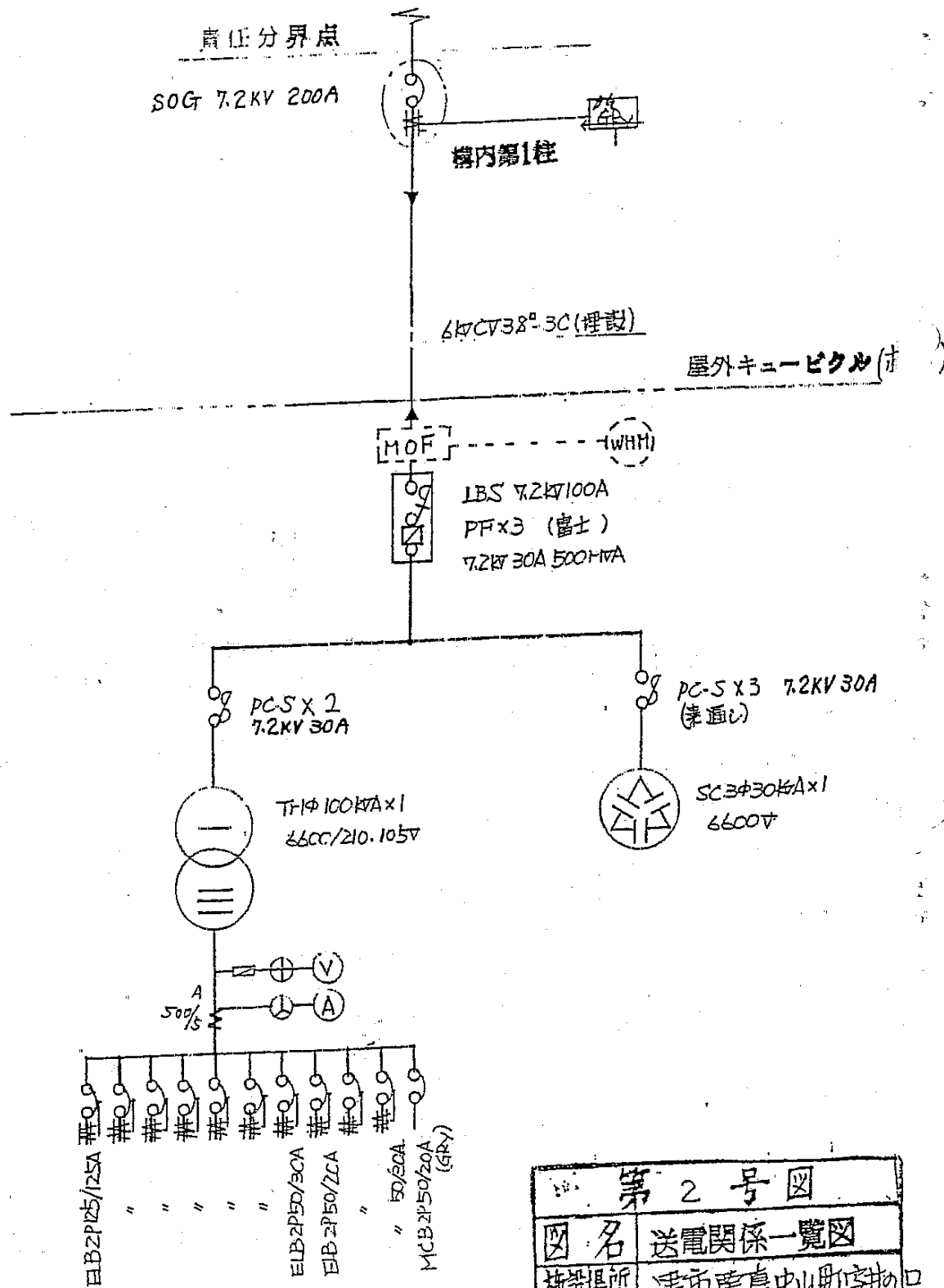
使用区域平面図



附近見取図

第1号図

図名	使用場所見取図平面図
施設場所	津市栗真中山町字井の口
施設者名	津市北部運動広場



第 2 号 図	
図 名	送電関係一覽図
施設場所	津市栗真中山町字井口
施設者名	津市北部運動広場

津市運動施設防火対象物定期点検業務委託仕様書

1 総 則

本仕様書は、津市運動施設防火対象物定期点検業務に適用する。

(1) 業務名

津市運動施設防火対象物定期点検業務委託

(2) 実施場所

津球場公園内野球場（津市本町 31-1）

海浜公園内陸上競技場（津市末広町 24-32）

(3) 点検対象施設の概要

別紙のとおり

2 点検業務内容、方法及び実施時期等

(1) 消防法第8条の2の2の規定に基づき、防火管理上必要な業務等の点検対象事項が点検基準に適合しているかどうかを点検するものである。

(2) 点検基準は、消防法施行規則第4条の2の6によるものとし、点検結果報告書を作成するものである。

(3) 点検にあたっては施設運営に支障のないよう配慮し、各施設の担当者と協議の上、実施日時（土・日曜日、祝日を除く場合あり）を決定する。

3 費用負担の範囲

点検等に要する光熱水費以外の費用は、すべて受注者の負担とする。

4 現有施設の使用

(1) 現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただし、その範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認め、発注者の指示に従うものとする。

(2) 施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、速やかに原状に復旧させると共に、その費用は受注者が負担するものとする。

5 提出書類

・着手前時

委託業務着手届 1 部

従事者選任届（業務担当責任者、履歴書、資格等を含む。） 1 部

工程表（全体の予定工程） 1 部

業務従事者名簿（資格者一覧表を含む。） 1 部

その他必要な書類 1 式

・業務中時

工程表（詳細作業予定） 1 部

点検結果報告書（法定用紙） 2 部

委託業務報告書（総括及び点検結果報告書、委託業務写真、その他） 1 部

その他必要な書類 1 式

・完成時

委託業務点検結果報告書 (報告書等のデータ用統括ファイル、背表紙他委託名入りタイトル付き)	1 部
委託業務完了報告書	1 部
その他必要な書類	1 式

※注

(1) 提出書類の様式は原則としてA4サイズ(A3版A4折り可)とし、詳細な完結方法は協議によるものとする。

(2) 委託業務写真の作成

・写真の撮り方

同一被写体をできるだけ同一角度より撮影(施工中を除く)し、写真は横撮りを標準とし、施工中は作業員が写真に入るよう考慮する。

6 点検内容の報告

点検の内容については、点検業務実施後速やかに発注者の担当者に提出する。
なお点検結果報告書については法令で定める様式とする。

7 資格について

防火対象物点検資格者

8 委託料の支払い

委託料の支払いについては、全業務完了後とする。

9 特記事項

- (1) 委託業務の実施にあたり消防法施行規則第4条の2の4に規定する免状の交付を受けている防火対象物点検資格者を派遣し、当施工場所の管理運営に支障のないように行うこと。
- (2) 点検等に当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理するものとする。
また、このほか疑義等が発生した場合については協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

点 検 対 象 設 備 の 概 要

項目 \ 名称	津球場公園内野球場	海浜公園内陸上競技場及び テニスコート
竣工年月	昭和 34 年度	平成元年 3 月 31 日
所在地	津市本町 31-1	津市末広町 24-32
構造・規模	ＲＣ造地上 2 階	
	建築床面積 1689.4 m ² (スタンド面積除) 延面積 37,255 m ² (グラウンド面積 11,854 m ²)	海浜公園内陸上 競技場 延面積 25,300 m ² (建物：延面積 240 m ²) テニスコート 管理事務所 延面積 197.45 m ²
用 途 (消防法に基づく 防火対象物)	1 項イ)	1 項イ)
消防用設備の種類	消火器具、自動火災報知設備、非 常警報設備及び設備、避難設備 (誘導灯、誘導標識)	消火器具、非常警報設備、 避難設備 (誘導灯)

津市運動施設消防用設備等保守点検業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、津市運動施設消防用設備等保守点検業務に適用する。

(1) 業務名

津市運動施設消防用設備等保守点検業務委託

(2) 実施場所

津球場公園内野球場、古道公園内テニスコート、海浜公園内陸上競技場及びテニスコート、津市三重武道館弓道遠的場

2 点検対象施設

別紙1のとおり

3 点検の内容及び点検の方法

- (1) 消防法第17条の3の3及び昭和50年消防庁告示第3号第2等の基準に基づき実施（消防整備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者を派遣）するものとする。
- (2) 点検する消防用設備等の種類は、消防用設備等一覧表（別紙2）とする。
- (3) 消防用設備等一覧表（別紙2）は、あくまでも参考とし、正確な設備の設置場所、規格及び個数等を知る必要があれば、事前に発注者に承諾を経て調査等を実施すること。
- (4) 消防設備が正常に機能するための調整、点検等の予防及び保全業務を行うこと。
- (5) 委託業務を実施した場合において、消防設備の各部の機能が正常に作動しないおそれのある時、又は事故が発生するおそれのある時は、その状況、原因等を報告するとともに必要な応急処置を行い、その対策について発注者に助言しなければならない。
- (6) 履行期間内において、不測の事故等により緊急を要すると発注者が認めるときは、発注者の指示により点検・整備等、速やかに対応できるようにすること。

4 実施時期

機器点検（2回）	9月・3月に実施
総合点検（1回）	3月実施

各点検にあたっては施設運営に支障のないよう配慮し、発注者と協議の上、実施日時（土・日曜日、祝日を除く場合あり）を決定する。

5 費用負担の範囲

点検等に要する光熱水費以外の費用は、すべて受注者の負担とする。

6 現有施設の使用

- (1) 現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただしその範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認めるものとする。
- (2) 施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、すみやかに原状に復旧させると共に、その費用は受注者が負担するものとする。

7 提出書類

・着手前時

委託業務着手届	1 部
従事者選任届（業務担当責任者、履歴書、資格等を含む。）	1 部
工程表（年間予定）	1 部
業務従事者名簿（資格者一覧表）	1 部
その他必要な書類	1 式

・業務中時（各点検時※2回）

工程表（全体・詳細作業予定、変更等）	1 部
点検結果報告書（前後期分2回、法定用紙：別記様式第1）	2 部
『消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の4の規定に基づく』	
委託業務（中間）報告書（総括及び点検結果報告書、委託業務写真、その他）	1 部
その他必要な書類	1 式

・完成時

委託業務点検結果報告書	1 部
（前後期報告書等2回分のデータ用統括ファイル、背表紙他委託名入りタイトル付き）	
委託業務完了報告書	1 部
その他必要な書類	1 式

※注

- (1) 点検の内容については、点検業務実施後2週間以内に発注者の担当者に提出する。
なお点検結果報告書については法令で定める様式とする。
- (2) 提出書類の様式は原則としてA4サイズ（A3版A4折り可）とし、詳細な完結方法は協議によるものとする。
- (3) 委託業務写真について
- ・写真の分類
施工中の状況がわかるようにする。
 - ・写真の撮り方
写真は横撮りを標準とし、施工中の作業員が写真に入るよう考慮する。

8 資格について（①及び②）

- ①消防設備士（甲1類又は乙1類、及び乙6類）の資格、又は消防設備点検資格者第1種の資格
- ②消防設備士（甲4類又は乙4類）及び電気主任技術者又は電気工事士の資格、又は消防設備点検資格者第2種の資格

9 支払い

委託料の支払いについては、業務完了払い（履行期間満了後）とする。

10 特記事項

- (1) 消火器にあつては、調査の上、場所別等の消火器台帳及び点検周期表を作成すること。

また、消火器の点検は関係法令に従い点検し、放出した薬剤の詰替を含むものとする。

- (2) 履行期間内における消防用設備の警報、不具合、故障等については、誠意をもって調査、処理するものとする。

- (3) 点検によって使用した消火栓ホース等の器具は、元の所定の場所・位置に適正なる処理（乾燥、充填、格納等）を施し、原形復旧をすること。

- (4) 当施設は公共施設のため、委託業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

また、このほか疑義等が発生した場合については協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

- (5) 添付図面等は参考であり、現有消防設備に相違がある場合は、全体がわかる消防用設備の記入した最新版の図面を作成し、(PDF 等のデータで) 納入すること。また、図面が添付されていない施設については新たに作成すること。

- (6) この仕様書に明記されていない場合でも、軽微な不良箇所及び点検等に当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理（小修繕を含む）するものとする。

また、このほか疑義等が発生した場合については協議の上、発注者の指示に従うものとする。

- (7) 消防用設備機器等の概要、操作説明について、消火設備・警報設備・避難設備等の概要、操作説明他の指導を行うものとする。

指導は各施設の消防計画の防火訓練に合わせて行うものとし、概ね9月及び3月頃とし日時等の詳細については別途協議するものとする。

なお、海浜公園内陸上競技場及びテニスコートについては、上記の他に消防計画（東南海・南海地震対策編）の避難訓練と同時に行うものとする。

- (8) 業務実施にあたり、発注者若しくは第三者に損害を与えた時の損害賠償は、受注者の負担とする。ただし、天災地変等その他不可抗力による場合、又は仕様書に基づく善良な管理者として注意義務を怠らなかったと認める場合は、賠償の責めを任じないものとする。

点 検 対 象 施 設 一 覧 表

別紙 1

施 設 名	所 在 地	延床面積 (㎡)	備 考
津球場公園内野球場 (スタンド・スコアボード)	本町 31-1	941	
海浜公園内陸上競技場 (スタンド)	末広町 24-32	241	
海浜公園内陸上競技場及びテニスコート管理事務所	末広町 24-32	197	
古道公園内テニスコート (管理事務所)	南中央 3-1	197	
津市三重武道館弓道遠的場	栗真中山町 816-11	202	

消 防 用 設 備 等 一 覧 表

種 別							
設 備 機 器 等 名		規 格 等	津球場公園 内野球場	津市三重武道 館弓道遠的場	古道公園内 テニスコート	海浜公園内 陸上競技場	
						管理棟	メイン スタンド
自動火災報知設備	受 信 機	P型1級	1				
		P型2級			2	1	1
	感 知 器	差動式分布型					
		差動式スポット型	22		6	5	7
		定温式スポット型	3		1	1	1
		熱放射式スポット型					
		イオン化式スポット型					
		光電式スポット型	5		1	1	1
		光電式アナログ型					
		光電式分離型					
	発信機		4				1
	地区音響装置		4				1
	表示灯		4				1
	誘導灯及び誘導標識		16		1	1	1
屋内消火栓設備	操作盤						
	消火栓						
	起動用スイッチ						
非常電源（自家発及び蓄電池設備）							
消火器具	粉末消火器		10	1	2	5	4
	粉末消火器						
非常警報器具 及び設備	非常放送設備		1				1
	自動式サイレン					1	
その他（防火扉）設備							
その他（防火シャッター）設備							

別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書									
年 月 日									
殿									
届 出 者									
住 所									
氏 名									
電話番号									
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき報告します。									
記									
防 火 対 象 物	所 在 地								
	名 称								
	用 途								
	構 造 ・ 規 模		造 地上		階 地下		階		
			床面積 m ²		延べ面積 m ²				
点 検 期 間			年 月 から 年 月 まで （ 年 月 から 年 月 まで）						
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類									
点 検 票			別添のとおりに						
点 検 者	住 所								
	氏 名								
	点 検 資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講 習 受 講 状 況			
					交 付 番 号	受 講 地		受 講 年 月	
			甲・種類	都道府県	年 月 日	都道府県		年 月	
		消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交付年月日	再 講 習 受 講 状 況			
					交 付 番 号	受 講 年 月			
			特・第 1 ・第 2 種		年 月 日	年 月			
					第 号				
※受 付 欄			※経 過 欄			※備 考			

- 備考 1 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 点検者が複数の場合は、別紙に記入し、添付すること。
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。

4 ※印欄は、記入しないこと。

5 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。

津市運動施設樹木剪定業務委託仕様書

1 総 則

本仕様書は、発注者が業務委託する津市運動施設樹木剪定業務委託に適用する。

(1) 業務名

津市運動施設樹木剪定業務委託

(2) 実施場所

年度当初に発注者と協議により決定するものとする。

2 業務内容等 ※処分地までの運搬・処分含む

(1) 津球場公園内野球場 高木せん定工	8 本
(2) 北部運動広場 高木せん定工	69 本
(3) 乙部公園運動広場 高木せん定工	29 本
(4) 古道公園内テニスコート 高木せん定工	82 本
(5) 古河公園内テニスコート 高木せん定工	1 本

※高木は3 m以上の樹木を対象としています。 **計 189 本**

※業務内容等は上記を参考とし毎年度、発注者、受注者で優先順位の高い高木を対象に必要なに応じて剪定を実施するものとする。

3 現有施設の使用

- (1) 現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただしその範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認め、発注者の指示に従うものとする。
- (2) 施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、すみやかに原状に復旧させると共に、その費用は受注者が負担するものとする。

4 提出書類

・着手前時

委託業務着手届	1 部
工程表	1 部
従事者選任届（業務担当責任者、経歴書、業務従事者名簿等を含む。）	1 部
その他必要な書類	1 部

・作業中時

工程表（詳細作業予定）	1 部
その他必要な書類	1 式

・完了時

委託業務完了報告書	1 部
業務写真（施工管理資料として業務完成報告書内挿入） （着手前・作業中・完了の写真を同方向から撮影し、着手前と完了が対比できるようにする。）	
その他必要な書類	1 部

※ 注

- (1) 提出書類の様式は原則として、A4サイズ（A3版A4折り可）とし、提出書類の詳細な完結方法は協議によるものとする。

(2) 委託業務写真について

・写真の分類

着手前→作業中→完了の順で状態が判るようにする。

・写真の取り方

同一被写体をできるだけ同一角度より撮影し、写真は横撮りを標準とし、作業中は作業員が写真に入るよう考慮する。

5 特記事項

- (1) 剪定に着手する前に、個々の樹木の生育状態、従前の取扱い、特性等を慎重に観察、診断すること。また、剪定分量については、個々の樹木の状況等を把握し判断するものとし、発注者の担当と協議を行い決定する。
- (2) 剪定順位については、枯れ枝、成長の止まった弱小枝、障害枝等とし、ヒコバエ、幹吹きも処理すること。また、枝剪定については、とび枝、からみ枝、さかさ枝、ふところ枝等の不用枝の処理も同時に行い、枝剪定のうち、大枝等の枝おろし、枝すかし、枝つみ等については、発注者の判断により指示をする。
- (3) 供用中の施設及び公園につき、安全に配慮し作業を行うこと。
- (4) 作業着手に当たっては、日時・作業内容を事前に発注者に報告を行い、作業完了後も同様とする。
- (5) 太い枝の剪定に際しては、切り口に樹脂製の皮膜保護を塗ること。
- (6) 業務完了後の残枝等については、指定処分（廃棄物処理の許可を有する施設）とし、受け入れ方法については、受け入れ先の諸条件を遵守すること。また、受け入れ先の納品伝票もしくは、マニフェストを提出すること。
- (7) 薬剤散布については、病虫害の発生状況及び天候等を考慮し作業を行い、施設利用者の迷惑にならぬ様注意し、散布中・散布後の作業箇所への立ち入りについて、注意標識（予告標識等）バリケード・ロープ等で立ち入り制限の措置を行うとともに作業員の健康維持に努めること。
- (8) 樹木及び支柱等の点検を随時行い、報告すること。
- (9) 作業完了までに生じた作業員の過失又は不注意により生じた損害及び施工に関連して既設構造物そのた対外的に及ぼす損害は、受注者の負担とする。
- (10) 当施設は公共施設のため、委託業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。
- (11) 契約書及び仕様書に示されていない事項であっても施工上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者で処理すること。
このほか疑義等が発生した場合については発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

津市運動施設グラウンド整備業務委託仕様書

1 総 則

本仕様書は、津市運動施設グラウンド整備業務に適用する。

(1) 業務名

津市運動施設グラウンド整備業務委託

(2) 実施場所

津市北部運動広場（津市栗真中山町地内）

グラウンド 7,260㎡（両翼80m、中央84m）

津市南部緑地公園内運動広場（津市高茶屋小森町地内）

グラウンド 9,200㎡（両翼80m、中央92m）

2 業務内容

①津市北部運動広場（8月・2月頃、年2回）

・補充材	塩化カルシウム	50 袋
	内野整正転圧、仕上げ工	2,000 ㎡
	外野整正転圧、仕上げ工	3,000 ㎡
	表面処理（化粧砂・塩化カルシウム散布）	5,000 ㎡
・整備工	マウンド整形	1ヶ所
	ピッチャープレート取替	1ヶ所（材料は受注者が負担）
	ホームベース取替	1ヶ所（材料は受注者が負担）
	C S Kポイントマーク確認	26箇所

②津市南部緑地公園内運動広場（8月頃、年1回）

・補充材	真砂土 10 t 車	7 ㎡
	化粧砂 2 t 車	1 台
	内野不陸整正転圧、仕上げ工	2,000 ㎡
・整備工	マウンド整形	1ヶ所
	ピッチャープレート取替	1ヶ所（材料は受注者が負担）
	ホームベース取替	1ヶ所（材料は受注者が負担）
	ポイントマーク確認	1 面（材料は受注者が負担）

3 業務実施時期 各施設別に発注者と協議し日程調整を行う。

4 費用負担の範囲

点検等に要する光熱水費以外の費用は、すべて受注者の負担とする。

5 現有施設の使用

（1）現有施設の使用は、当業務に係る施設の無償使用を認めるものとする。ただし、その範囲は、運営管理に支障を及ぼさない限りにおいて認めるもので、発注者の指示に従うものとする。

（2）施設の使用にあたり受注者が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、すみやかに原状に復旧させると共に、その費用は受注者が負担するものとする。

6 提出書類

・着手前時	
委託業務着手届	1 部
業務従事者届（業務担当責任者及び業務従事者、経歴書を含む。）	1 部
工程表（履行期間内予定を記入）	1 部
その他必要な書類	1 式
・業務中時	
工程表（全体・詳細作業予定）	1 部
重機等建設機械承諾願い書（1部返却を含む。）	2 部

その他必要な書類 1 式

・ 完成時

委託業務完成報告書 1 部

(報告書等のデータ用統括ファイル、背表紙他委託名入りタイトル付、委託業務完了報告書及び作業写真等を完結)

委託業務完了報告書 1 部

委託業務完成写真 (主要工種の前・中・後写真※委託業務完成報告書挿入) 1 部

写真の分類

施工前→施工中→完成の順で状態が判るようにする。

写真の取り方

同一被写体をできるだけ同一角度より撮影 (施工中を除く。) し、写真は撮取りを標準とし、施工中は作業員が写真に入るよう考慮する。

その他必要な書類 1 式

※ 提出書類の様式は原則として、A 4 サイズ (A 3 版 A 4 折り可) とし、提出書類の完結方法等については、協議するものとする。

7 特記事項

(1) 当施設は公共施設のため、委託業務実施にあたっては日時等調整の上、運動施設運営及び管理に支障の無いように配慮すること。

(2) 重機等建設機械については、使用する前に承諾願 (目次及び資料等添付) を提出すること。

(3) 各工種については、着手日を事前に連絡するとともに完了後、発注者の確認を受けること。

(4) この仕様書に明記されていない場合でも、業務遂行上当然必要であると認められるものは、受注者の責任において処理するものとする。

また、その他疑義については協議の上、発注者の指示に従うこと。